

第3回 議事録概要

場所：産業安全会館8階 会議室

日時：平成19年7月2日 15:00-17:00

参加者：三浦座長、河尻、北山、高橋（元）、鈴木、小野、関山、大槻、加藤、才賀、堺、菅原、中部、野中、前川、鶴沢、高橋（哲）の各委員

オブザーバー：国土交通省坂本住宅生産課長（代理：岩坂係員）、国土交通省前川技術調査課長（代理：森田補佐）、国土交通省吉田建設業課長（代理：才木補佐）

1. 第2回議事要旨の確認

第2回研究会の議事要旨の確認がなされた。

- ・ 三浦座長：アメリカ基準について、「when required」を「必要ならば」、としたが、OSHAに問い合わせたところ、壁があるか否かという回答があった。
- ・ 小野委員：手すり先行工法のガイドラインについて、メッシュシートは、河尻委員が委員長となっていた報告書により、墜落に対する効果がないと言う資料等を提出したが、議事録に反映されていなかった。
- ・ 小野委員：当該調査研究会には、透明性と公開性が必要である。人命にかかわる問題は簡単に見過ごせない。いずれ国会審議にかかる問題だと思っているので、議事録、議事要旨の内容は大事である。
- ・ 堺委員：造船業の現状を十分に踏まえ、法整備のみを進めるのはおかしい。修正のうえ、再度、確認を求めることとなった。

2. 具体的検討項目

厚生労働省より、資料 No. 3-2 の具体的検討項目についての説明が行われた。

3. 検討項目 2-(1) 手すり先行工法の普及方策について

手すり先行工法の普及方策について、次のような質疑がなされた。

- ・ 中部委員：住宅業界では、手すり先行工法は使われていない。足場先行工法が使われている。
- ・ 高橋(元)委員：手すり先行工法は、住宅では使用していない。
- ・ 小野委員：墜落事故は、10m未満で多く発生しているのに、10m 未満を対象としていない行政の方針が理解できない。
- ・ 三浦座長：コストが問題で普及していないのではないか。
- ・ 高橋(元)委員：使いづらいので普及しない。工程が増える。部材が増える。適切な部材が調達できない。現場数だけでは、普及しているかの判断はできない。

- ・ 関山委員：手間がかかって、普及していない。足場の稼働率は 60%である。事故率は減ってきている。
- ・ 高橋(元)委員：現場に合った部材が供給されていない状況にあるのではないか。
- ・ 関山委員：公共工事では、使われているが、民間では、使われていない。
- ・ 堺委員：手すり先行工法の適用範囲は、どこまでであるか。
- ・ 小松室長：建設工事で軒の高さ 10m 未満の木建を除くものが適用対象となっている。
- ・ 堺委員：元請けと下請けとの仕組みは、建設と造船では異なる。
- ・ 高橋(哲)委員：他の業界を排除しているわけではないが、10m 以上のビル工事を対象としている。
- ・ 高橋(元)委員：モデル事業を通じて、普及を目指している。
- ・ 小野委員：国土交通省も現場へのヒアリング調査等により有用性が確認されたので、手すり先行工法を積算基準に盛り込むこととされた。
- ・ 三浦座長：モデル事業は効果があるので、厚生労働省は予算を増やすよう努力してほしい。
- ・ 小野委員：手すり先行工法については、法制化し、義務化するべきである。罰則を作るべきである。
- ・ 大槻委員：足場先行工法の導入が当たり前になるまえに、手すり先行工法を導入されると現場は混乱する。
- ・ 小野委員：建設業も造船業も関係なく法規制させるべきである。
- ・ 三浦座長：義務化するべきである。罰則をつくれれば、皆が従う。
- ・ 才賀委員：死亡 500 人いて、足場からの墜落は 26 人しかいない。もっと他のことからやるべきではないか。
- ・ 前川(邦)委員：手すり先行工法をしたことにより、どれだけの災害を防げたのかデータを示してほしい。
- ・ 小野委員：足場の組立て・解体中に事故が多いというのは、第 1 回目にデータが出ている。
- ・ 小松室長：死亡災害 26 件の内、足場の組立て・解体中の死亡事故は 9 件。この概要は、第 1 回研究会資料に出ている。
- ・ 堺委員：その事故は、わく組足場からの事故なのか。そこを明らかにしなければ、手すり先行工法の導入が良いことであるか、わからないのではないか。
- ・ 高橋(哲)委員：事例を読み返せばわかると思う。
- ・ 小松室長：もう一度、データを分析することにする。
- ・ 野中委員：土工協として、法制化に反対する。
- ・ 前川委員：日建協として、法制化に反対する。
- ・ 才賀委員：足場先行工法は、有用性があるため普及した。手すり先行工法を普及させることを前提とした会議ではないのか。

- ・ 加藤委員：足場先行工法は、災害防止に効果があり普及した。
- ・ 菅原委員：全建協として、法制化について時期尚早と考える。
- ・ 中部委員：職人は、足場先行工法がないと仕事ができないようにまでなっている。パトロールすると現段階では、法を守っていない現場があるので、それを守らせるようにするのが先ではないか。
- ・ 三浦座長：時間ないため、この議論はここで終了する。

4. 検討項目 3-(1) 点検の結果の記録・保存について

点検の結果の記録・保存について、次のような質疑がなされた。

- ・ 前川委員：足場の点検については、すでに法的に決められているのに、なぜ今足場の点検のことが出てきたのか。
- ・ 小松室長：点検をより徹底するために、記録・保存が必要かを議論したい。
- ・ 堺委員：記録・保存の必要があるのか。
- ・ 鶴沢委員：点検は、何が問題となって議論しているのかわからない。記録・保存がないと何か問題となっているのか。
- ・ 前川(邦)委員：ゼネコンが責任をもって管理しているので、議論する必要はない。
- ・ 小野委員：ゼネコンの意見は0.3%の意見である。事故の起きている0から9人の会社の意見を聞くべきである。
- ・ 前川(邦)委員：法的な義務は、大手も中小も同じではないか。大手を排除した議論はおかしい。
- ・ 大槻委員：中小では、法を守っていない、守れない、場合も多々ある。
- ・ 関山委員：大企業と中小企業では、安全に対する意識に差がある。
- ・ 大槻委員：産業廃棄物などもそうだが、法律で決まったことは建設業法の許可をとっている以上は守らなければいけない。法規制があれば、中小企業でもチェックリスト程度であれば残せるところもある。
- ・ 堺委員：法を知らない。知っていても守らない。守れない業者もたくさんある。
- ・ 高橋(元)委員：建災防では、法を守らせるためのPR活動をしている。
- ・ 中部委員：建災防の会員以外が事故を起こしている。監督署の職員が現場を周り法律の普及活動をすべきだと思うが、それができるか。
- ・ 中部委員：大手の下請けに入っていないところで事故が起きている。そのようなところにどのように情報を伝達していくのか。
- ・ 高橋(哲)委員：法律の普及の仕方は、いろいろある。建災防の刊行物は会員以外でも買える。
- ・ 三浦座長：記録が大切なのは、皆さんの共通の認識であり、皆さんもやっていると思う。
- ・ 菅原委員：記録を残すとすれば、いつまでなのか。現在、工事が終われば破棄す

る。

- ・ 野中委員：点検は毎日行っているが、点検することに意味があつて、記録には意味がない。
- ・ 小松室長：記録・保存を行えば、点検が徹底できるのではないかと考えられる。
- ・ 小野委員：点検をやった証拠として現場が終わるまで、点検表を残すべきである。大手の立場からだけでなく事故の多い中小零細の人たちを救うことを考えてこの会議を進めるべきである。
- ・ 堺委員：つりワイヤーの方が危険であるので、違う点検の方が必要ではないか。
- ・ 高橋(哲)委員：いつ点検するかは、安衛則に書いてある。
- ・ 小野委員：簡単な足場、難しい足場など色々ある。点検は、組立後などけじめけじめで実施すべきである。

5. 検討項目 3-(2) 点検の実施者について

点検の実施者について、次のような質疑がなされた。

- ・ 大槻委員：点検者は、作業主任者で十分である。
- ・ 菅原委員：点検は、第三者にやらせる必要はない。
- ・ 高橋(哲)委員：国土交通省の通達では、第三者に点検をさせるのが好ましいとされている。
- ・ 前川(邦)委員：事故が起きた場合、誰が責任をとるのか。
- ・ 鶴沢委員：誰が責任を取るかは、確認する。
- ・ 高橋(哲)委員：最終的には、事業者が責任を負うことになるが、チェック自体に問題がある場合には、問題となる。いずれにしても、安衛法においても他人に点検を行わせた場合について調べておく。
- ・ 菅原委員：土木工事については、どうか。
- ・ 小野委員：責任の問題は、避けて通れないと思うが、それと点検制度は別の問題として議論する必要がある。
- ・ 三浦座長：点検が重要であるということは、一致している。
- ・ 鶴沢委員：どのような考え方で通達がだされたのか、誰が責任を取るのか、調べておく。

6. 検討項目 3-(3) 点検実施者に対する教育について

点検実施者に対する教育について、次のような質疑がなされた。

- ・ 前川(邦)委員：作業主任者で十分だと思う。ユーザーのほとんどの方が同意した。
- ・ 小野委員：点検ほど重要なものはない。足場ほど点検が大事なものはない。足場には、専用足場、システム足場、建て方足場、養生など色々ある。全部わかっている作業主

任者はいないと思うので、不十分である。

- ・ 前川(邦)委員：どこが不十分なのか説明して欲しい。
- ・ 小野委員：足場にも色々な種類があるので教育を行わなければ、点検実施者としては、不十分である。
- ・ 才賀委員：作業主任者になるまでに、十分な教育を受けているはずである。
- ・ 小野委員：足場の種類機材に対する専門知識を有する者による点検と組立作業とは区分しなければならない。

7. 手すりの高さが75cmとなった経緯

- ・ 三浦座長：資料 NO.3-4 を要約すると、手すりの高さが75cm になったのは古く、根拠はよくわからなかった、ということである。

8. 足場安全国際比較

事務局より資料 NO.3-5 に基づき、足場安全国際比較の説明がなされた。

- ・ 小野委員：カナダの法規については、間違いがあるのではないか。
事務局より、原文を提示して間違いのないことを示した。

9. 造船業における墜落災害発生状況

厚生労働省より、資料 NO.3-6 に基づき、造船業における墜落災害発生状況の説明がなされた。

- ・ 大槻委員：零細現場のみ事故が起きている。朝礼すらやらない現場もある。
- ・ 三浦座長：零細企業を支援する必要がある。

10. 次回の予定

次回の第4回研究会は、7月23日(月)15:00~17:00 ボイラー協会で行う。

第7回の研究会は、8月29日(水)13:00~15:00 に行う。